令和6年度サーキュラーエコノミー推進事業 事業化支援補助金 交付決定通知書

埼 産 振 第 2132-2 号 令和 6年 6月24日

株式会社リダクションテクノ 代表取締役 細田裕之 様

> 公益財団法人埼玉県産業振興公社 理事長 神田 文男(公印省略)

令和6年6月10日付けで申請のあった令和6年度サーキュラーエコノミー推進事業 事業 化支援補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 テーマ名 未利用資源活用製品を使ったCEの普及・教育プログラムの開発と実行
- 2 交付金額 金 1,000,000円
- 3 支払方法 精算払
- 4 条件
 - (1) 補助対象経費及びその区分ごとの配分額は、申請のあったとおりとする。
 - (2) 補助事業者は、補助事業の計画を変更しようとするときは、速やかに様式第3号による申請書を公社理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5号による申請書を公社理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (4) 補助事業者は、公社理事長の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、様式第6号による遂行状況報告書を、要求のあった日から30日以内に公社理事長に提出しなければならない。

- (5) 補助事業者は、補助事業の完了したとき(補助事業の中止・廃止の承認を受けたときを含む。) は、その日から30日以内又は補助事業期間の終了日のいずれか早い日までに、様式第7号による実績報告書を公社理事長に提出しなければならない。
- (6) 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度から3年以内に公社理事長の要求があったときは、事業化等の状況について、30日以内に報告しなければならない。
- (7) 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。
- (8) 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得、又は効用が増加した財産を、 善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (9) 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに公社理事長に報告しなければならない。この場合公社理事長は、当該消費税 仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずるものとする。